

札幌青年會議所設立趣意書

先年アメリカに於ける青年商工會議所 (The Junior Chamber of Commerce) と連携して我國に於ても東京に於ける日本青年會議所を中心に全國に約十四ヶ所の會議所が誕生致して居ります

之は活動力と若さに富んだ我々青年同志が相寄り相互の親睦修練と社會への奉仕を通じて廣く全國ひいては全世界の青年と提携し經濟社會の現状を研究し經濟界の強力な推進力たらんとするものであります就きましては我が札幌に於ても是非之が實現を圖り札幌經濟界の發展に我々青年が出來得る限りの努力を致す事も無駄な事ではないと確信する次第であります

此に志を同じくする札幌市並に近郊に居住する青年が相寄り札幌青年會議所の設立を企圖した次第であります

一九五一年三月 日

札幌青年會議所設立準備委員會

(五十音順)

山 福 福 齋 越 大 植 池 内 榮 吉
形 山 山 藤 山 町 敬 太 英 次
良 卓 達 文 節 夫 郎 勉 夫
一 司 彦 博 戯 夫

札幌青年會議所

(The Sapporo Junior Chamber of Commerce)

定 款

第一章 目的、名稱

第一條 本會議所の目的は青年の努力を結集して社會に奉仕し、積極的建設的計畫によつて社會の福祉を増進し又會員相互の啓發と親睦を圖り、青年獨自の立場より日本經濟の發展に寄與すべしとする、目的を同じくす。

第二條 本會議所は札幌青年會議所 (The Sapporo Junior Chamber of Commerce) と稱する。

第三條 本會議所の事務所はこれを札幌市におく。

第二章 事業

第四條 本會議所はその目的を達するため左の事業を行つ

- 一、社會奉仕事業
- 二、產業經濟に關する調查研究並にその改善發達に關する事項
- 三、會員の相互啓發及び親睦
- 四、海外、國內青年會議所及びその他の團體との提携

五、その他本會議所の目的を達するためには必要な事業

一一

第三章 會員、會費

第五條 本會議所の會員は次の四種類とする

一、正 會 員

二、特 別 會 員

三、名 譽 會 員

四、維 持 會 員

第六條

二十一

一、正會員 札幌市及其の近郊における二十五歳から三十五歳までの年齢の品格ある青年は本會議所の正會員として入會し總會における各一個の表決権を含むすべての權利を享有することができる。本會議所に正會員として入會を希望する者は會員二名以上の紹介により所定の入會手續を経なければならない。

入會の諾否は理事會において決する。

二、特別會員 三十六歳以上の品格ある者及び外國人は本會議所の特別會員として入會することができる。但し特別會員は事務理事を除く外本會議所の役員となることができず又表決権を有しない。

本會議所に特別會員として入會を希望する者は會員一名以上の紹介により所定の入會手續を経なければならぬ。

入會の諾否は理事會において決する。

三、名譽會員 名譽會員は理事會の推薦に基き決する、但し名譽會員は名譽的性質のものを除き本會議所

の役員となることができず又本會議所の表決権を有しない

四、維持會員 本會議所の趣旨に賛成しその事業の發展を助成することを望む個人又は團體は、理事會の議を経て本會議所の維持會員として入會することができる、但し維持會員は専務理事を除く外本會議所の役員となることができず又表決権を有しない

第七條 正會員及び特別會員は毎年所定の納期に會費を納附しなければならない

會費は年額正會員及特別會員各金貳千圓、入會金は正會員金參千圓、特別會員金壹千圓とする、但し正會員より特別會員となる者は入會金を必要としない

第八條 退會を希望する會員は退會の届出をしなければならない
第九條 會員にしてその體面を傷つけ義務を怠り又は本會議所の趣旨に反した場合は理事會の議を経てこれを除名することができる

第四章 總 會

第十條 左の事項は總會の議決を経なければならぬ

- 一、定款の變更
- 二、收支豫算の決定
- 三、事業報告及び收支決算の承認
- 四、役員の選任及び解任
- 五、本會議所の解散
- 六、その他特に重要な事項

第十一條 總會はこれを定期總會と臨時總會とする

定時総會は毎年六月、臨時總會は理事長が必要と認めたときにこれを招集する正會員五分の一以上が會議の目的事項を示して請求した場合は理事長は臨時總會を招集しなければならぬ。總會は理事長がその議長となる

第十二條 總會の議事は會員の五分の一以上が出席し、出席者の過半數を以てこれを決する、但し定款の變更及び本會議所の解散の議決は出席者の三分の二以上の同意によらなければならぬ可否同數のときは議長がこれを決する

第五章 役 員

第十三條 本會議所に左の役員をおく

理 事 長	一 名
副 事 長	一 名
理 事	若干名（内三名以内を常任理事とする）
専 務 理 事	一 名
監 事	二名以内

理事長、副理事長及び理事を以て民法上の理事とする
第十四條 理事は總會において正會員の内から選任する

理事長、副理事長及び常任理事は理事會において理事の内から互選する

第十五條 専務理事は理事會の承認を経て理事長がこれを任免する

第十六條 役員の任期は一年として兼任を妨げない

補缺で選任せられた役員の任期は前任者の残任期間とする

第十七條 理事長は本會議所を代表し所務を總理する

副理事長は理事長を補佐し理事長事故あるときはその職務を代理する
常任理事は理事會の權限に屬する常務を審議處理する
理事は理事長を補佐し所務を處理する

第十八條 事務理事は事務局を統轄し所務を處理する

第十九條 監事は總會において正會員中からこれを選任する

監事は本會議所の業務及び財產の狀況を監査する
監事は理事會に出席して意見を述べることができる

第六章 理事會

第二十條 理事會は左の事項を審議處理する

一、總會に提出すべき議案
二、總會から委任された事項の處理

三、その他重要な事項

理事會は理事長これを招集し理事長がその議長となる

第七章 顧問

第二十一條 本會議所に顧問若干名をおくことができる

顧問は總會において推薦する

第八章 委員會

六

第二十二条 専門事項を調査審議實施するため理事會の議を経て委員會を設置することができる

第九章 會計

第二十三條 本會議所の會計年度は毎年七月一日に始まり翌年六月三十日に終る

第二十四條 本會議所の經費は會費、寄附金、補助金その他の收入を以てこれに充てる

第二十五條 會費は毎年七月これを徵集する、但し年度途中に入會する會員に對しては入會の際これを徵集する
納附期日を経過した會費は退會の申出があつた場合においてもその徵收を免除しない、又既納の會費は本
會議所の解散の場合の外これを返還しない

附 則

第二十六條 本定款は昭和^{二〇}年^一月^一日よりこれを施行する、但し第二條中の社團法人の名稱は監督
官廳の認可の日よりこれを使用する

札幌青年會議所會員名簿

一九五一年六月現在

氏名	所在地	社名	役職名	電話	業種	生年月日	出身学校
地崎九一	北海道函館市金社通五番地	南一原西五丁目	南一原西五丁目	1-100 三七四一	土建業	大正七・三	札幌工業専門学校
F 藤井司節	南十六條西十三丁目	南十六條西十三丁目	南十六條西十三丁目	131121 四二四 四二七	卸賣業	大正二・二	北海道立命館専門向
H 福山卓爾	北四條西二丁目	北四條西二丁目	北四條西二丁目	131121 一八一	卸賣業	大正二・七・六	札幌高等商業学校
I 福山達彦	南十六條西十三丁目	南十六條西十三丁目	南十六條西十三丁目	131121 一八一	卸賣業	大正二・七・六	札幌高等商業学校
K 小林淳男	南一原西二丁目	南一原西二丁目	南一原西二丁目	131121 一八一	卸賣業	大正二・七・六	札幌高等商業学校
J 池内栄吉	南一原西二丁目	南一原西二丁目	南一原西二丁目	131121 一八一	卸賣業	大正二・七・六	札幌高等商業学校
L 加藤信吉	北人情通一丁目	北人情通一丁目	北人情通一丁目	131121 一八一	卸賣業	大正二・七・六	札幌高等商業学校
M 斎藤金蔵	南十六條西二丁目	南十六條西二丁目	南十六條西二丁目	131121 一八一	卸賣業	大正二・七・六	札幌高等商業學校
N 斎藤金蔵商店(取扱業)	北王道西土丁目	北王道西土丁目	北王道西土丁目	131121 一八一	卸賣業	大正二・七・六	札幌高等商業學校
O 斎藤金蔵商店(取扱業)	北王道西土丁目	北王道西土丁目	北王道西土丁目	131121 一八一	卸賣業	大正二・七・六	札幌高等商業學校
P 斎藤金蔵商店(取扱業)	北王道西土丁目	北王道西土丁目	北王道西土丁目	131121 一八一	卸賣業	大正二・七・六	札幌高等商業學校
Q 斎藤金蔵商店(取扱業)	北王道西土丁目	北王道西土丁目	北王道西土丁目	131121 一八一	卸賣業	大正二・七・六	札幌高等商業學校
R 斎藤金蔵商店(取扱業)	北王道西土丁目	北王道西土丁目	北王道西土丁目	131121 一八一	卸賣業	大正二・七・六	札幌高等商業學校
S 斎藤金蔵商店(取扱業)	北王道西土丁目	北王道西土丁目	北王道西土丁目	131121 一八一	卸賣業	大正二・七・六	札幌高等商業學校
T 斎藤金蔵商店(取扱業)	北王道西土丁目	北王道西土丁目	北王道西土丁目	131121 一八一	卸賣業	大正二・七・六	札幌高等商業學校
U 斎藤金蔵商店(取扱業)	北王道西土丁目	北王道西土丁目	北王道西土丁目	131121 一八一	卸賣業	大正二・七・六	札幌高等商業學校
V 斎藤金蔵商店(取扱業)	北王道西土丁目	北王道西土丁目	北王道西土丁目	131121 一八一	卸賣業	大正二・七・六	札幌高等商業學校
W 斎藤金蔵商店(取扱業)	北王道西土丁目	北王道西土丁目	北王道西土丁目	131121 一八一	卸賣業	大正二・七・六	札幌高等商業學校
X 斎藤金蔵商店(取扱業)	北王道西土丁目	北王道西土丁目	北王道西土丁目	131121 一八一	卸賣業	大正二・七・六	札幌高等商業學校
Y 斎藤金蔵商店(取扱業)	北王道西土丁目	北王道西土丁目	北王道西土丁目	131121 一八一	卸賣業	大正二・七・六	札幌高等商業學校
Z 斎藤金蔵商店(取扱業)	北王道西土丁目	北王道西土丁目	北王道西土丁目	131121 一八一	卸賣業	大正二・七・六	札幌高等商業學校

氏名	社名	在地	電話	葉種	生年月日	出身学校
高橋一郎	南千歳商社 南千歳東一丁目 内閣農業試験場 西千歳北海岸	第三種東一丁目 南二種東一丁目 西千歳北海岸	131-21 3-25 3-18-1	水産加工業 海產物	大正 三一年	函館高等水産学校
植田英次	北九州市 北九州市東千歳 西千歳北海岸(西海岸)	北九州市 北九州市東千歳 西千歳北海岸	131-21 1-7-4 1-7-4	水産加工業 海產物	大正 三一年	函館高等水産学校
山形良一	南二種西二丁目 南二種西二丁目 南二種西二丁目 南二種西二丁目	南二種西二丁目 南二種西二丁目 南二種西二丁目 南二種西二丁目	131-21 1-0-3 1-0-3 1-0-3	製茶業	大正 二七年	北海道大學農科
Y	佐藤石見也	大正 六-五-二	131-21 1-0-3 1-0-3 1-0-3	不種萬葉商業学校 萬葉萬葉学校	大正 二七年	北海道大學農科